

## 令和3年度平泉町障がい者就労施設等優先調達方針

### 1 趣旨

本町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（以下「法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

### 2 方針の適用範囲

この方針は、平泉町役場の全組織を対象とする。

### 3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本町において調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

【企業等】

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

※①障がい者の雇用数が5人以上

②障がい者の割合が従業員の20%以上

③雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

【在宅就業障がい者等】

ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

#### 4 調達する物品等

町が障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、町が調達可能な役務、物品であれば対象とする。）

##### (1) 物品

紙製品、記念品、食品類、垂れ幕・看板、花苗、縫製品等、木製家具等、印刷、その他

##### (2) 役務

クリーニング、リネンサプライ、情報処理サービス、公園・建物の清掃、除草、襖・障子の張り替え、その他

#### 5 調達の目標

令和3年度に達成すべき優先調達の目標を次のとおりとする。

令和3年度の目標は、令和2年度実績並みとする。

#### 6 調達の実施

(1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに当町各部署に対し障がい者就労施設等からの優先調達を依頼する。

(2) 障がい者就労施設等からの優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を本町各部署において十分検討する。

(3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び第3号による随意契約の活用を図る。特に第3号の随意契約については、平泉町財務規則（平成15年規則第16号）に定める特定の随意契約の手続きにより調達を推進する。

#### 7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本町における障がい者就労施設等からの物品の調達方針を作成したときは、町のホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は、年度ごとに実績を取りまとめ町のホームページ等により公表する。

#### 8 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健センターとする。